

【発行元】

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会
〒501-3246
関市緑ヶ丘2-5-78
TEL：0120-337-301
FAX：0575-24-5733

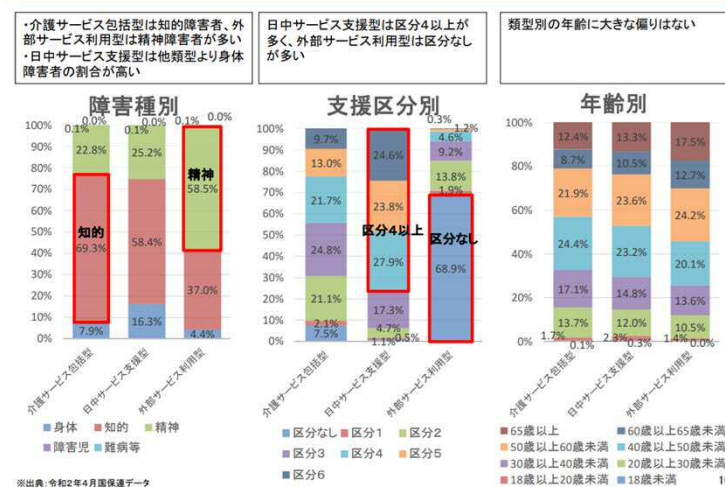
月刊 あったかいご通信

月刊「あったかいご通信」を発行する土地活用研究会は、地域密着の建設会社が福祉施設の開業をサポートする全国50社の国内最大級のネットワークです。毎月、業界の最新情報や成功事例をお届けします。業界全般の最新情報や経営のコツ、利用者募集や人材マネジメントなどリクエストも大歓迎です！

※記事引用・厚生労働省・国土交通省・(株)官公通信社・高齢者住宅新聞社・福祉新聞・日本経済新聞 他

障がい者グループホームの 4割が区分4以上の方 行政も想定外で法的再編へ

サービス類型別の利用者の状況



※出典：厚生労働省・「障害者の居住支援について」

厚生労働省は6月28日、障がい者総合支援法のグループホーム（GH）の利用者の4割が、障がい支援区分4以上の重度者であることを社会保障審議会障がい者部会に示しました。

制度創設時に想定した利用者像とのギャップが広がり、委員からは法的な位置付けを見直すよう求める意見も浮上しています。利用者像に応じた再編は避けられない状況になっています。

同日の議題の中で発表された「障害者の居住支援」では、利用者が施設入所者を上回る14万人超（今年2月）となり、GHの更なる整備が急務であることが話し合われました。

左図にあるように、GHの種類別の利用者の区分の分布を見ると、介護サービス包括型で44.4%、日中サービス型支援型で76.3%の割合で区分4以上の方が利用されており、GHの利用の中心が区分4以上と言っても過言ではないでしょう。

しかし、重度の障がい者の方向けの制度はまだまだ整っているとは言えず、GHの重度向け対応を支援する制度の改正は不可欠です。4月の報酬改定で重度の方向けの対応をする運営事業者への評価が上昇しましたが、今後更に加算や評価が手厚くなることは間違いないでしょう。

障がい者GHは今まさに過渡期を迎えています。「軽度の方向け」「中古の物件を改修した建物を利用する」という考えは古く、重度の方の利用者のニーズをかなえた住まいの提供がこれからは必須です。

弊社は建設会社という立場から、地域の障がい福祉の事業者様の悩みを解決したいと考えております。

現在運営しているGHの運営についてのご相談、また新規でGHを展開していく際の、新築のGHについてのご相談など承っています。地域の事業者の皆様と、障がい者GHが足りていないという社会問題を解決したいと考えております。